

シンボルツリー保全活動助成金交付要領運用方針

1 趣旨

シンボルツリー保全活動助成金交付要領（平成 28 年 7 月 22 日施行。以下「交付要領」という。）第 13 条の規定に基づき、助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

2 助成対象事業

交付要領第 2 条及び第 3 条並びに第 5 条に定める基準を満たし、かつ、当該年度内に完了する事業であること。

3 助成対象経費

(1) 助成額の限度

助成額は、原則として対象事業費の 2 分の 1 又は 5 万円のいずれか低い額以内とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ア 申請者が自己負担することが困難と認められる場合
- イ 申請者が非営利的又は公共性が高い団体である場合
- ウ その他 2 分の 1 より多い額から全額までの助成が適当と認められる場合

(2) 助成対象外となる経費

交付要領第 4 条に定める事業費のうち、原則として次に掲げる経費は助成の対象外とする。ただし、事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合は、この限りではない。

- ア 飲食費（お茶菓子・弁当代は除く。）
- イ 視察旅費
- ウ その他助成金の交付対象として適当でないと認められる経費

4 交付申請

(1) 申請期日

交付要領第 6 条の規定による申請書の提出は、原則として事業開始の 3 週間前までに行うものとする。

(2) 添付書類

団体による申請の場合は、申請書のほか、申請団体に対し、必要に応じて団体構成及び活動の実績が分かる書類（団体規約、会則、総会資料等）について任意の提出を求めることができるものとする。

(3) 交付申請額

交付申請額は千円単位とする。ただし、交付申請額の全額を助成する場合は、この限りではない。

5 交付決定

(1) 事業内容の優先順位

交付要領第 7 条第 1 項の規定による審査において、複数の申請があった場合、交付要領第 5 条各号に規定するすべての基準のほか、次の基準により優先順位を判断するものとする。

- ア 事業の効果及び対象がより広い範囲に及ぶものであること。
- イ 事業の必要性及び緊急性が高いものであること。

(2) その他の優先順位

先に申請があった事業から順次審査し、交付決定するものとする。

6 実績報告

助成金の交付の決定を受けた者は、助成事業が完了したときは、当該完了の日から起算して 30 日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、交付要領第 8 条に規定する実績報告書を提出するものとする。

7 助成金の返還

助成金の返還額は助成額の元本とし、原則として加算金及び延滞金は課さないものとする。

8 その他

この運用方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この運用方針は、平成 28 年 7 月 22 日から施行する。